

前回定例会（9月6日）以降の原子力規制庁の動き

令和5年10月4日
柏崎刈羽原子力規制事務所

原子力規制委員会

（注：議題番号は「①、②…」で表記。また、議題番号がないものは「○」で表記。）

9月11日 第31回原子力規制委員会 臨時会議

- ① 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書案—特定重大事故等対処施設の一部の構造変更—

9月13日 第32回原子力規制委員会

- ① 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）に関する審査の結果の案の取りまとめ—特定重大事故等対処施設の一部の構造変更—

9月20日 第33回原子力規制委員会

- ① 「令和5年度原子力総合防災訓練計画」に対する原子力規制委員会の意見
- 原子力施設等におけるトピックス（東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所核物質防護に関する不適合情報）

9月20日 第34回原子力規制委員会 臨時会議

- 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の状況

柏崎刈羽原子力発電所 6・7号炉 審査状況

【審査会合】

なし

【ヒアリング】

9月6日

原子炉建屋水素防護対策に係る原子炉施設保安規定変更認可申請に関するヒアリング（柏崎刈羽7【9】、女川2【9】）

9月7日

新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所第7号機）【28】

9月12日

新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所第7号機）【29】

9月12日

原子炉建屋水素防護対策に係る原子炉施設保安規定変更認可申請に関する資料提出（柏崎刈羽7号炉）

9月14日

新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所第7号機）【30】

9月20日

新規制基準適合性審査に係る資料提出（柏崎刈羽6号機）

規制法令及び通達に係る文書

9月13日

東京電力ホールディングス（株）から柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護規定の変更認可申請を受理

9月20日

東京電力ホールディングス（株）に柏崎刈羽原子力発電所の原子炉施設保安規定の変更を認可

9月25日

東京電力ホールディングス（株）から柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置許可に係る変更届出を受理

9月29日

東京電力ホールディングス（株）に柏崎刈羽原子力発電所核物質防護規定の変更を認可

被規制者との面談

9月11日

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（管理区域解除・保全区域変更）に関する面談

9月20日

- ① 柏崎刈羽原子力発電所の保安規定変更認可申請に関する面談
- ② 柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護規定に係る説明について

その他

9月11日～13日

東京電力に対する適格性判断の再確認に関する柏崎刈羽原子力発電所での検査

9月14日

自民党新潟県支部連合会から「東京電力ホールディングス株式会社の技術的能力の評価に関する意見書」を受取

放射線モニタリング情報

放射線モニタリング情報をポータルサイト (<https://radioactivity.nra.go.jp/ja/>) で発表
直近の主な更新情報は以下のとおり

各都道府県のモニタリングポスト近傍の地上 1m 高さの空間線量

https://radioactivity.nra.go.jp/en/contents/17000/16607/24/192_20231001_20231003.pdf

福島第一原子力発電所近傍海域の海水の放射性物質濃度測定結果

https://radioactivity.nra.go.jp/en/contents/17000/16610/24/278_4_20231003.pdf

【参考】

原子力規制委員会が行うモニタリングの測点、頻度等

近傍海域(～3km)	4 測点※表層のみ	毎月
沖合海域(概ね 30km～90km)	16 測点※一部、表層+底層	四半期

以 上

原子力災害対策指針及び関係規則等の改正案に対する 意見募集の実施並びに相対的にリスクが小さい原子力施設等 の事業者によるEALの見直しの結果報告

令和5年8月2日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、原子力災害対策指針¹（以下「指針」という。）、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則²（以下「通報規則」という。）及び原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説³（以下「解説内規」という。）の改正案並びに意見募集の実施の了承について諮るものである。

また、近畿大学原子力研究所など相対的にリスクが小さい原子力施設等について、原子力事業者による施設毎の緊急時活動レベル（以下「EAL」という。）の設定の見直しが完了したことから、併せて報告するものである。

2. 経緯

令和4年度第14回原子力規制委員会（令和4年6月1日）において、沸騰水型軽水炉（以下「BWR」という。）の特定重大事故等対処施設の審査状況を踏まえ、緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合（以下「EAL会合」という。）を再開し、BWRを対象に新たに追加される特定重大事故等対処施設及び自主対策設備（以下「特重施設等」という。）を考慮したEALに見直すこととなった。

今般、EAL会合にて、EALの判断基準に特重施設等を含めることができるか否か等の整理を行った結果、EALの改正の方針（参考1）について原子力規制庁と原子力事業者の間で共通の認識が得られたため、その方針に沿って、以下のとおり指針等の改正を行う。

なお、令和2年度第35回原子力規制委員会（令和2年10月28日）において、加圧水型軽水炉（以下「PWR」という。）を対象に特重施設等を考慮したEALの見直しを行っており、今回の改正は、PWRにおける改正と同様、既存のEALの枠組み等を変えるものではなく、BWRの特重施設等を考慮した改正を行うものである。

¹ 原子力災害対策指針（平成30年原子力規制委員会告示第8号）

² 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号）

³ 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説（原規総発第1707052号（平成29年7月5日原子力規制委員会決定））

3. 原子力災害対策指針及び関係規則等の改正案（委員会了承事項）

以下に示す改正案について、了承いただきたい。

（１）原子力災害対策指針の一部を改正する告示案（別紙１）

①原子炉制御室等に関する異常

BWRのEAL判断基準に特定重大事故等対処施設である緊急時制御室を追加する。

②記載の適正化

不要な定義規定を削除するなど、記載の適正化を行う。

（２）原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則案（別紙２）

①原子炉制御室等に関する異常

上記（１）①と同じ。

②記載の適正化

上記（１）②と同じ。

（３）原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説の一部改正案（別紙３）

①原子炉冷却機能の異常（注水機能の喪失）

「全ての非常用炉心冷却装置等」に特重施設等が含まれることを明文化する。

②電源供給機能の異常（その１：交流電源喪失）

「非常用交流母線」への供給設備に特重施設等が含まれることを明文化する。

③電源供給機能の異常（その２：直流電源喪失）

「非常用直流母線」への供給設備に重大事故等対処施設が含まれることを明文化する。

また、非常用直流母線を経由せずに負荷に直接電力を供給する系統構成の電源も含める。

④原子炉制御室等に関する異常

上記（１）①と同じ。

⑤原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用

「原子炉格納容器圧力逃がし装置」に同等の機能を有する設備が含まれることを明文化する。

⑥記載の適正化

上記（１）②と同じ。

4. 意見募集の実施（委員会了承事項）

指針、通報規則及び解説内規は、行政手続法（平成5年法律第88号）の命令等に該当するため、行政手続法第39条第1項に基づく意見公募を実施することを了承いただきたい。

実施期間：令和5年8月3日（木）から9月3日（日）まで（32日間）

実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送

5. 今後の予定

意見公募を実施した後、意見公募の結果について、原子力規制委員会に報告を行い、提出意見への回答についてご了承をいただくとともに、指針、通報規則及び解説内規の改正案について決定をいただきたい。

6. 相対的にリスクが小さい原子力施設等におけるEAL見直し状況（報告）

令和3年7月に発生した近畿大学における警戒事態を踏まえた対応として、令和4年度第14回原子力規制委員会（令和4年6月1日）において、以下の点が了承された。

- ・相対的にリスクが小さい原子力施設におけるEALの見直し方針
- ・原子力規制庁が原子力事業者防災業務計画の修正において、これらのEALの見直しが適切になされているか確認すること

今般、相対的にリスクが小さい原子力施設等について、原子力事業者による施設毎のEALの見直しが行われた。（別紙4①～⑥）

また、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の高速増殖原型炉もんじゅ及び材料試験炉JMTRの廃止措置の進捗に伴い、以下のとおりEALの見直しが行われた。

- ・「もんじゅ」のEALの見直し

原子炉及び炉外燃料貯蔵槽（ナトリウム）にあった燃料は全て取り出され燃料池（水）で貯蔵することになり、指針に規定されている施設区分を変更したことによる見直し及び燃料が十分冷却されていることを踏まえた見直し（別紙4⑦）

- ・「JMTR」のEALの見直し

燃料が全て使用済燃料貯蔵槽で保管されており、燃料が十分に冷えていることを踏まえた見直し（別紙4⑧）

原子力規制庁は、これらの原子力事業者が行った原子力事業者防災業務計画の修正の内容を確認したところ、EALの見直しが適切になされたことを確認した。

<資料一覧>

- 別紙 1 原子力災害対策指針の一部を改正する告示（案）
- 別紙 2 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則（案）
- 別紙 3 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説の一部改正（案）
- 別紙 4 近畿大学の警戒事態の発生を踏まえた相対的にリスクが小さい原子力施設における EAL 見直し状況及びもんじゅ、JMTR の EAL 見直し状況について
- 参考 1 緊急時対応レベル（EAL）の見直しについて（案）（第 11 回緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合 資料 2）
- 参考 2 緊急時活動レベル（EAL）とは

以上

○原子力規制委員会告示第 号

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針（平成三十年原子力規制委員会告示第八号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 出 後		必 出 後	
<p>表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて</p> <p>1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p>		<p>表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて</p> <p>1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p>	
<p>警戒事態を判断するEAL （⑭に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）</p>	<p>緊急事態区分 における措置 の概要</p>	<p>警戒事態を判断するEAL （⑭に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）</p>	<p>緊急事態区分 における措置 の概要</p>
<p>① （略）</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p>	<p>（略）</p>	<p>① （略）</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定（<u>炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。</u>以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心</p>	<p>（略）</p>

③～⑦ (略)

⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。

⑨～⑰ (略)

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分
----------------	--------

冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。

③～⑦ (略)

⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。））からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。

⑨～⑰ (略)

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分
----------------	--------

	における措置 の概要
①～⑩ (略)	(略)
⑪ <u>原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなる</u> こと、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に <u>原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置</u> （いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。） <u>が使用できなくなる</u> こと。	
⑫～⑭ (略)	

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分 における措置 の概要
--------------	-------------------------

	における措置 の概要
①～⑩ (略)	(略)
⑪ <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる</u> ことにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、 <u>原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失</u> すること。	
⑫～⑭ (略)	

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分 における措置 の概要
--------------	-------------------------

緊急時活動レベル（EAL）とは

原子力施設がどの程度の状態（緊急事態区分）であるかを判断するため、あらかじめ設定した原子力施設や自然災害の状況（レベル）

- * 原子力施設の設備の損傷状態
- * 放射性物質の閉じ込め機能の状態
- * 地震等の発生による原子力施設の状況 など

原子力施設における緊急事態の初期の段階において、避難等の防護措置を予防的に実施するために、原子力施設の状況に応じた3段階を緊急事態区分として設定

緊急事態区分	AL (Alert)	SE (Site area Emergency)	GE (General Emergency)
具体的な緊急活動レベル (EAL)	<p>原子力施設の安全を確保する設備※に影響を与える次のような場合 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 所在市町村で震度6弱以上の地震 ➢ 全交流電源の喪失 ➢ 燃料の残留熱を除去する機能が一部喪失 <p>など</p>	<p>様々な種類の原子力施設の安全を確保する設備※のうち、その一部がバックアップを含めて失われる次のような場合 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 全交流電源の喪失が30分以上継続 ➢ 燃料の残留熱を除去する機能が喪失 <p>など</p>	<p>「止める」「冷やす」「閉じ込める」が一部又は全部機能せず、放射性物質が放出される可能性が高くなる次のような場合 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 全交流電源の喪失が1時間以上継続 ➢ 燃料の残留熱を除去する機能が喪失しているときに、格納容器の圧力上昇を止められない状況 <p>など</p>
緊急事態区分の内容	<ul style="list-style-type: none"> • 原子力施設の安全を確保する設備※に不具合・トラブルが発生するおそれがあり、この時点において、公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではない状況 • 要支援者の避難準備などの防護措置の準備を開始する段階 	<ul style="list-style-type: none"> • 原子力施設の安全を確保する設備※に不具合・トラブルがあり、このまま放置すると公衆に対する放射線による影響が懸念される状況 • 原子力施設の周辺地域における要支援者避難や一般住民の予防的な防護措置の準備を開始する必要がある段階 	<ul style="list-style-type: none"> • 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が非常に高い状況 • 放射線の影響によるリスクを回避・低減するため、迅速な防護措置を実施する段階

※「原子力施設の安全を確保する設備」は主として「止める」「冷やす」「閉じ込める」役割を持つもので構成されている。

緊急事態区分と防護措置の関係

	緊急事態区分	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
区分	EALの例	AL (Alert) ● 所在市町村で震度6弱以上の地震 など	SE (Site area Emergency) ● 全交流電源の喪失が30分以上継続 など	GE (General Emergency) ● 全交流電源の喪失が1時間以上継続 など
防護措置	※ PAZ (Precautionary Action Zone) 原子力発電所からおおむね5km	■ 施設敷地緊急事態に避難が必要な方の 避難準備 （避難先、輸送手段の確保）	■ 施設敷地緊急事態に避難が必要な方の 避難 ■ そのほかの方の 避難準備 ■ 安定ヨウ素剤の 服用準備 （配布等）	■ そのほかの方の 避難 ■ 安定ヨウ素剤の 服用
	※ UPZ (Urgent Protection action planning Zone) 原子力発電所からおおむね5～30km		■ 住民の方の 屋内退避準備	■ 住民の方の 屋内退避 ■ 避難や一時移転などの準備 ■ 安定ヨウ素剤の 服用準備
	※ UPZ外 原子力発電所からおおむね30km～	■ 避難準備への協力	■ 施設敷地緊急事態に避難が必要な方の 避難 の受入れ ■ 避難準備への協力	■ 避難 の受入れ ■ 避難や一時移転などの準備への協力

新規制基準に適合した原子力発電所におけるEAL

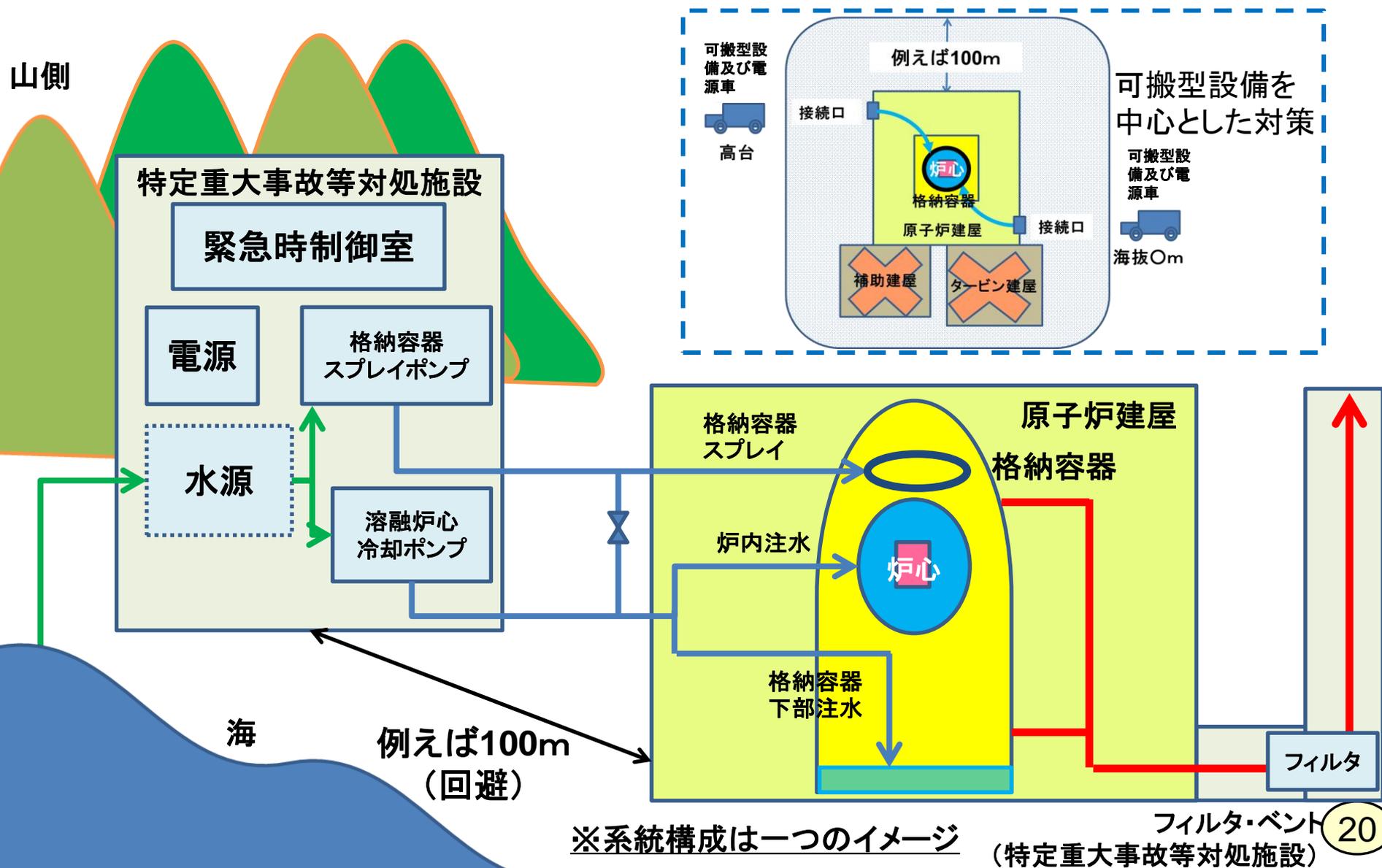
凡例： **B** BWRプラント特有の事象

P PWRプラント特有の事象

EAL区分	警戒事態(AL)		施設敷地緊急事態(SE)		全面緊急事態(GE)			
放射性物質放出 放射線量	01	—	—	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	
	02	—	—	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	
	03	—	—	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	
	04	—	—	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	
	05	—	—	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	
	06	—	—	SE06	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	GE06	施設内(原子炉外)での臨界事故	
止める	11	AL11	原子炉停止機能の異常のおそれ	—	—	GE11	原子炉停止の失敗又は停止確認不能	
冷やす	21	AL21	原子炉冷却材の漏えい	SE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	GE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	
	B	22	AL22	原子炉給水機能の喪失	SE22	原子炉注水機能喪失のおそれ	GE22	原子炉注水機能の喪失
	B	23	AL23	原子炉除熱機能の一部喪失	SE23	残留熱除去機能の喪失	GE23	残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失
	P	24	AL24	蒸気発生器給水機能喪失のおそれ	SE24	蒸気発生器給水機能の喪失	GE24	蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能
	25	AL25	全交流電源喪失のおそれ	SE25	全交流電源の30分間以上喪失	GE25	全交流電源の1時間以上喪失	
	27	—	—	SE27	直流電源の部分喪失	GE27	全直流電源の5分間以上喪失	
	28	—	—	—	—	GE28	炉心損傷の検出	
	29	AL29	停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	SE29	停止中の原子炉冷却機能の喪失	GE29	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失	
	30	AL30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(新基準炉)	SE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(新基準炉)	GE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(新基準炉)	
	31	—	—	—	—	—	—	
閉じ込める	41	—	—	SE41	格納容器健全性喪失のおそれ	GE41	格納容器圧力の異常上昇	
	42	AL42	単一障壁の喪失又は喪失可能性	SE42	2つの障壁の喪失又は喪失可能性	GE42	2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失可能性	
	43	—	—	SE43	原子炉格納容器圧力逃し装置の使用	—	—	
その他脅威	51	AL51	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	SE51	原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	GE51	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失	
	52	AL52	所内外通信連絡機能の一部喪失	SE52	所内外通信連絡機能の全て喪失	—	—	
	53	AL53	重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	SE53	火災・溢水による安全機能の一部喪失	—	—	
	55	—	(原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合)	SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生	
事業所外運搬	—	—	—	XSE61	事業所外運搬での放射線量率の上昇	XGE61	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇	
	—	—	—	XSE62	事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	

意図的な航空機衝突などへの対策

- 意図的な航空機衝突などへの可搬型設備を中心とした対策（可搬型設備・接続口の分散配置）。バックアップ対策として常設化を要求（特定重大事故等対処施設の整備）



令和5年度原子力総合防災訓練の概要（案）

別添②参考①

1 訓練の位置付け及び目的

【原子力災害対策特別措置法第13条第1項に基づく防災訓練】

- ①国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認
- ②原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- ③地域防災計画等の検証及び緊急時対応等の検討
- ④訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出
- ⑤原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

2 実施時期

令和5年10月下旬

3 訓練の対象となる原子力事業所

東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所

4 参加機関等

政府機関：内閣官房、内閣府、原子力規制委員会ほか関係省庁

地方公共団体：新潟県、柏崎市、刈羽村、長岡市、小千谷市、十日町市、見附市、燕市、上越市、出雲崎町ほか

訓練対象事業者：東京電力ホールディングス株式会社

関係機関：量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構 等

5 訓練内容

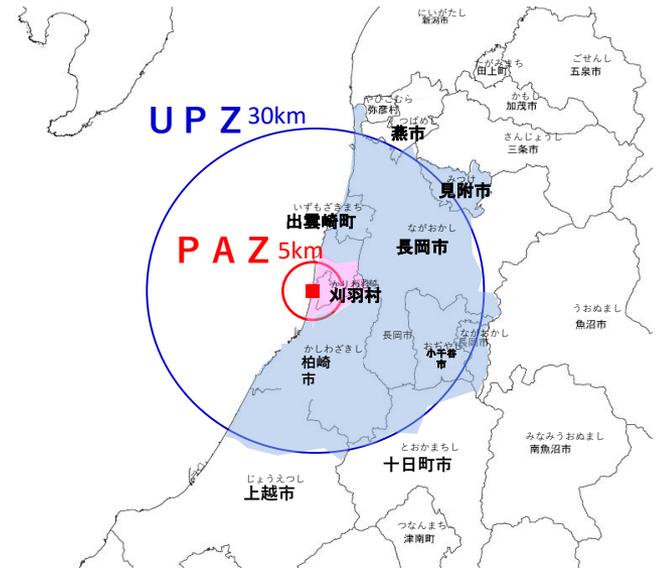
自然災害及び原子力災害の複合災害を想定し、上記事業所を対象に訓練を実施

重点項目

- (1) 迅速な初動体制の確立
- (2) 中央と現地組織の連携による防護措置の実施等に係る意思決定
- (3) 住民避難、屋内退避等

訓練のポイント

- 新潟県地域防災計画で想定する海域型地震のうち柏崎刈羽地域において最大規模の地震被害を想定し、ブラインド訓練を交え、適切な防護措置を検討する本部運営訓練を実施
- 自衛隊等の実動組織の協力のもと、ヘリコプター・船舶等のあらゆる手段を活用した住民避難訓練を実施
- 防災アプリによる避難住民の受入業務の円滑化や無人航空機を活用した航空機モニタリング等を実施
- 雪害との複合災害時における課題検討を行う机上訓練を実施



出典：国土地理院ホームページ「地理院地図（電子国土Web）」
(<http://cyberjapandata.gsi.go.jp>)を基に内閣府（原子力防災担当）作成

<概ね5km圏内>

PAZ（予防的防護措置を準備する区域）：Precautionary Action Zone

⇒ 急速に進展する事故等も踏まえ、放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域

1市1村（柏崎市、刈羽村） 住民数：18,921人
（柏崎市 14,556人、刈羽村 4,365人）

<概ね5～30km圏内>

UPZ（緊急防護措置を準備する区域）：Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事態の進展等に応じて、屋内退避や段階的な避難等の緊急防護措置を準備する区域

7市1町（柏崎市、長岡市、小千谷市、十日町市、見附市、燕市、上越市、出雲崎町）

住民数：408,132人

※人口：令和4年4月1日時点

（事象の推移）

事象
発生

警戒事態

施設敷地緊急事態

全面緊急事態

○迅速な初動体制の確立

- ・要員の参集、現状把握
- ・テレビ会議システム等を活用した関係機関相互の情報共有 等

○中央と現地組織の連携による防護措置の実施等に係る意思決定

- ・原子力災害対策本部開催による意思決定等
- ・現地への国の職員・専門家の緊急輸送 等

○UPZ外地域への住民避難、屋内退避等

- ・PAZ内の住民の避難
- ・UPZ内住民の屋内退避
 - ・緊急時モニタリングの実施
 - ・モニタリング結果を踏まえた一時移転エリアの特定等
 - ・UPZ内住民の一時移転 等